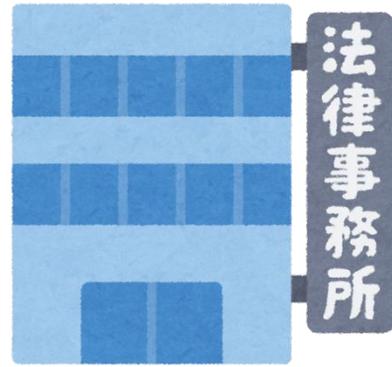


法テラス

日本司法支援センター



埼玉県立大学研究開発センター オンライン シンポジウム

「子どもの最善の利益とは なんだろう」

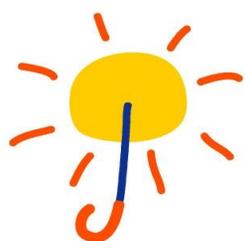
～支援者がお互いの強みを知り、
地域で切れ目ない支えを考えてみる集い～



法テラスの使い方

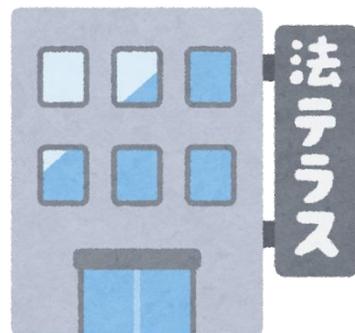
法テラス埼玉法律事務所
常勤弁護士 馬場 真由子





法テラス

日本司法支援センター



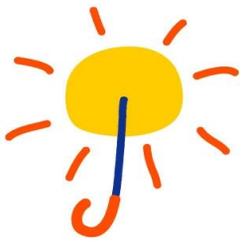
今日お話しすること

1. 法テラスとは何をする所か

- どんな利用者がいるのか、どんな課題を抱えているのか
- 利用者に対し、どのような支援や活動を行っているのか

2. よりよい支援を展開していく上で困っていることや他団体と連携したいこと





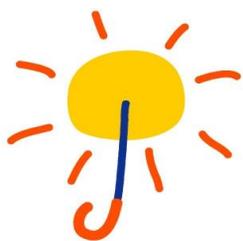
法テラス

日本司法支援センター



1. 法テラスとは何をする所か

- どんな利用者がいるのか、どんな課題を抱えているのか
- 利用者に対し、どのような支援や活動を行っているのか

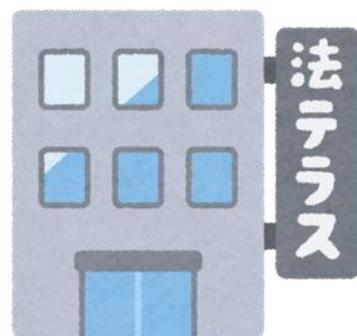


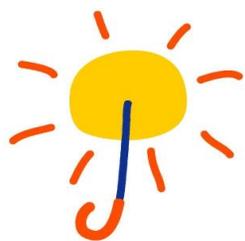
法テラス

日本司法支援センター

法テラスとは？

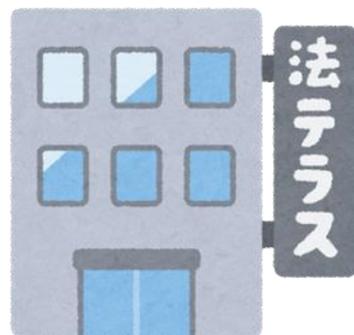
日本司法支援センター（法テラス）は、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された独立行政法人に準じた枠組みで作られている準独立行政法人





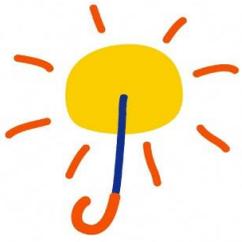
法テラス

日本司法支援センター



刑事・民事を問わず、国民のみ
なさまが**どこでも法的なトラブル**
の解決に必要な情報やサービス
の提供を受けられるようにしよう
という構想のもと、総合法律支援
法に基づき、平成18年4月10日
に設立された法務省所管の公的
な法人。それが、**日本司法支援**
センター(通称:法テラス)です。

(ホームページ: <https://www.houterasu.or.jp/index.html>)



法テラス
日本司法支援センター

ト

リ

セ

ツ

法テラスの

関係機関のための

令和4年1月18日

目次

情報提供業務	<u>1</u>
無料法律相談	<u>2</u>
出張法律相談	<u>3</u>
特定援助対象者法律相談	<u>4</u>
DV等被害者法律相談	<u>5</u>
弁護士費用・司法書士費用の立て替え	<u>6~7</u>
資力基準早見表	<u>8</u>
電話・オンラインによる無料法律相談	<u>9</u>
お問い合わせ先	<u>10~11</u>
その他の県内拠点	<u>12~13</u>



情報提供業務

～誰でも無料で道案内します～

ご利用方法



➤ 当事者ご本人からのお電話

法テラスサポートダイヤル

TEL [0570-078374](tel:0570-078374) (おなやみなし)

平日 9時～21時、土曜9時～17時 (日・祝日及び年始年末を除く)

➤ 関係機関のみなさまからのお電話

法テラス埼玉 TEL [0570-078312](tel:0570-078312) (IP電話は[0503383-5375](tel:0503383-5375)へ)

法テラス川越 TEL [0570-078313](tel:0570-078313) (IP電話は[0503383-5377](tel:0503383-5377)へ)

平日 9時～16時 (土日・祝日及び年始年末を除く)

※「情報提供をお願いします」とお伝え下さい。

ポイントその1

サポートダイヤルのオペレーター又は専門職員が、一般的な法制度や法的手続を説明し、相談窓口の案内をします。

例) 自己破産の制度一般の説明や、自己破産手続の流れの説明を行った上で、資力基準を確認して法テラスの無料法律相談の予約をご案内。

★情報提供と法律相談の違い

法律相談⇒弁護士・司法書士による具体的なケースを前提とした相談
債務整理を例とすると…

- ・情報提供: 債務整理の方法についての一般的説明にとどまる
- ・法律相談: 債務額や収入状況などを考慮した具体的な相談が可能

ポイントその2

ご利用は無料です。(電話でのご利用の場合は通話料がかかります。)

ポイントその3

無料法律相談や弁護士費用・司法書士費用の立て替えとは違い、資力基準等によるご利用の制限はありません。

ポイントその4

関係機関の方もご利用いただけます。

ご利用にあたり当事者ご本人の承諾は不要です。

無料法律相談

～経済的にお困りの方のための法律相談です～

ご利用方法

ステップ1 法テラス埼玉・法テラス川越へ申し込み ※完全予約制

法テラス埼玉 TEL [0570-078312](tel:0570-078312) (IP電話は[0503383-5375](tel:0503383-5375)へ)

法テラス川越 TEL [0570-078313](tel:0570-078313) (IP電話は[0503383-5377](tel:0503383-5377)へ)

予約受付 平日 9時～17時 (土日・祝日及び年始年末を除く)

⇒資力基準を確認後、法律相談の予約へ入ります

※法律相談予約の代行も可能です(ポイントその4)

ステップ2 法テラスの事務所や法テラスと契約している弁護士・司法書士の事務所で面談又は電話(注:9頁参照)による法律相談を実施

※契約弁護士・司法書士の名簿は法テラス埼玉のホームページに掲載されています。名簿に掲載されている法律事務所に直接連絡し、法律相談の予約を取ることができます。

ポイントその1

同一問題につき3回まで無料で弁護士・司法書士に相談できます。

★「同一問題につき3回まで」?

例① 離婚の相談について3回、相続の相談について3回、借金の相談について3回。

例② 当初夫には財産がないと考えて金銭請求を伴わない離婚のみの相談をしていたが、しばらくして夫に退職金があることがわかった場合。

→当初の相談で判明していなかった事情があるのであれば、それぞれ3回まで相談が可能。

ポイントその2

ご利用には「資力基準」という要件があります。

詳しくは、8ページをご覧ください。

※資力基準の確認は原則として法律相談予約時に電話でさせていただきます。



ポイントその3

相談できる内容は、個人の民事・家事・行政事件です。

※法人の法律関係に関する相談や、刑事事件についての相談は対象外です。

※法テラス埼玉での相談の場合、「労働」「DV」「外国人」についての専用相談枠のご案内が可能です。

ポイントその4

当事者ご本人の承諾があれば…

・関係機関の方が直接お電話の上、法律相談予約をすることも可能です(法律相談予約の代行)。

※別途当事者ご本人にお電話にて意思確認をさせていただきます。

・関係機関の方が法律相談に同席することも可能です(法律相談への同席)。

※相談担当弁護士・司法書士の同意が必要となります。

・なお、何らかの理由により当事者ご本人がステップ2に記載の相談場所まで赴くことができない場合、当事者ご本人の承諾を得た上で、家族などが代理して法律相談をすることができます(代理相談)。

出張法律相談

～本人が来所できないときは弁護士・司法書士がうかがいます～

無料法律相談実施の場所

2頁の無料法律相談を実施する場所は、原則として法テラスの事務所、または法テラスと契約している弁護士・司法書士の事務所です。

ただし、当事者ご本人が下記の条件を満たす場合には、ご本人のご自宅、施設、病院などへ弁護士・司法書士が出張して法律相談を実施することができます(出張法律相談)。

a)65歳以上の高齢者

b)心身に重度又は中度の障がいのある方
etc...

かつ

既設の法律相談実施場所まで赴くことが困難な方

など

※上記条件の詳細については、法テラス埼玉にお問い合わせください。
※相談実施場所などによっては、出張法律相談を実施できない場合があります。

ご利用方法

法テラス埼玉・法テラス川越へ申し込み

法テラス埼玉 TEL [0570-078312](tel:0570-078312) (IP電話は0503383-5375へ)

法テラス川越 TEL [0570-078313](tel:0570-078313) (IP電話は0503383-5377へ)

平日 9時～17時 (土日・祝日及び年始年末を除く)

➤ 相談予約の際、「〇〇の理由で相談場所まで行けないので、出張して法律相談を実施して欲しい」とお伝え下さい。

⇒資力基準等を確認後、出張担当実施の可否を判断し、実施可能な場合は弁護士・司法書士を調整します。

特定援助対象者法律相談

～認知機能が十分でない方について支援者の方から出張法律相談の申込みが可能～

対象者は？

認知機能が十分でないため、法的問題を抱えているのに自ら法的支援を求めることができないと思われる方

認知機能が十分でない方には、近隣に親戚がない等の理由で、法的問題を抱えていても、ご自分で法律相談を受けるために行動することが難しい場合があります。

このような方に対し、支援者の方から法テラスにご連絡いただくことにより、弁護士や司法書士が支援者の皆様と連携して法律相談を実施するという制度です。

特定援助対象者法律相談の特徴

1 資力(収入・預貯金)に関わらずご利用できます。

※無料法律相談の「資力基準」(8ページ)を超える方には、相談料5,000円＋税をご負担いただきます。

2 ご自宅や福祉施設などで相談を受けられます。

3 法テラスが弁護士・司法書士を派遣します。

ご利用方法

支援者の方から法テラスへ連絡

お申込みには所定の書式(連絡票、同意書)のご提出などが必要となりますが、まずは法テラス埼玉又は法テラス川越にお電話ください。

法テラス埼玉 TEL [0570-078312](tel:0570-078312) (IP電話は[0503383-5375](tel:0503383-5375)へ)

法テラス川越 TEL [0570-078313](tel:0570-078313) (IP電話は[0503383-5377](tel:0503383-5377)へ)

平日 9時～17時 (土日・祝日及び年始年末を除く)

- 申込書式等は法テラスホームページからダウンロードできます。
- 支援者の方には、可能な限り法律相談への同席をお願いしています。

⇒お申込書式提出から原則3営業日以内に相談実施可否についてご連絡いたします。

⇒相談担当者から、支援者の方に直接連絡して日程を調整します。

⇒法律相談の実施後、法テラスから支援者の方に相談結果をお伝えします。

DV等被害者法律相談

～DV・ストーカー・児童虐待の被害を受けている(疑いのある)方のための法律相談～

対象者は？

DV・ストーカー・児童虐待の被害を現に受けている疑いがあると認められる方

ただし、DVについては配偶者等からの被害、ストーカーについては加害者の恋愛感情等を背景にした行為による被害であること、児童虐待は被害者が18歳未満の児童であることが要件となります。※要件確認のためのチェックシートがあります。お問い合わせください。

また、被害者ご本人が面談又は電話(注1)で弁護士と相談することが前提となります。

注1)コロナ感染症の取組として期間限定で電話相談実施中:2022/3/31まで(延長可能性あり)

DV等被害者法律相談の特徴

1 資力(収入・預貯金)に関わらずご利用できます。

※300万円を超える現金・預貯金をお持ちの方には、相談料5,000円+税をご負担いただきます。

2 再被害の防止に関して必要な法律相談であれば、刑事・民事問わずご相談いただけます。

ご利用方法

①当事者ご本人からのお電話

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

TEL [0570-079714](tel:0570-079714) (なくことないよ)

平日9時～21時、土曜9時～17時(日・祝日及び年始年末を除く)

➤ 必要に応じ、最寄りの法テラス地方事務所に電話が転送されます。

②支援者の方からのご連絡

法テラス埼玉 TEL [0570-078312](tel:0570-078312) (IP電話は0503383-5375へ)

法テラス川越 TEL [0570-078313](tel:0570-078313) (IP電話は0503383-5377へ)

平日 9時～17時 (土日・祝日及び年始年末を除く)

- 当事者ご本人からの相談利用の意思確認が必要となりますので、可能な限り当事者の方が横にいらっしゃる状況でご連絡ください。(当事者ご本人からお話が伺えない場合は、情報提供のご対応までとなる場合があります。)
- 当事者の被害状況等を勘案し、犯罪被害者の支援に関して経験や理解のある弁護士をご紹介(※)したり、他の法律相談制度等をご案内する場合があります。

※犯罪被害者の支援に関して経験や理解のある弁護士のご紹介:

生命、身体、自由に対する犯罪や、配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた方やご家族の方に無料で紹介しています。(法律相談は有料となる場合があります。)上記の犯罪被害者支援ダイヤルにお電話ください。

弁護士費用・司法書士費用の立て替え

～経済的にお困りの方のために費用を立て替えます～

立替の仕組み



- ① 依頼者が弁護士・司法書士に法的事務の処理を依頼。
- ② 法テラスから弁護士・司法書士に対し、弁護士費用・司法書士費用を一括して支払い。
- ③ 依頼者は法テラスに対し、法テラスが立て替えた費用を毎月分割払い。

ポイントその1

費用の立て替えであり、原則は有料です。

ただし、生活保護を受給されている方や、それに準ずる資力しかない方の場合には、償還(立替金の分割払い)が猶予または免除されることがあります。

➤ 上記の場合でも、相手方から金銭を回収したときには回収した金銭の中から弁護士等への報酬金のお支払いと立替金の償還をしていただきます。

ポイントその2

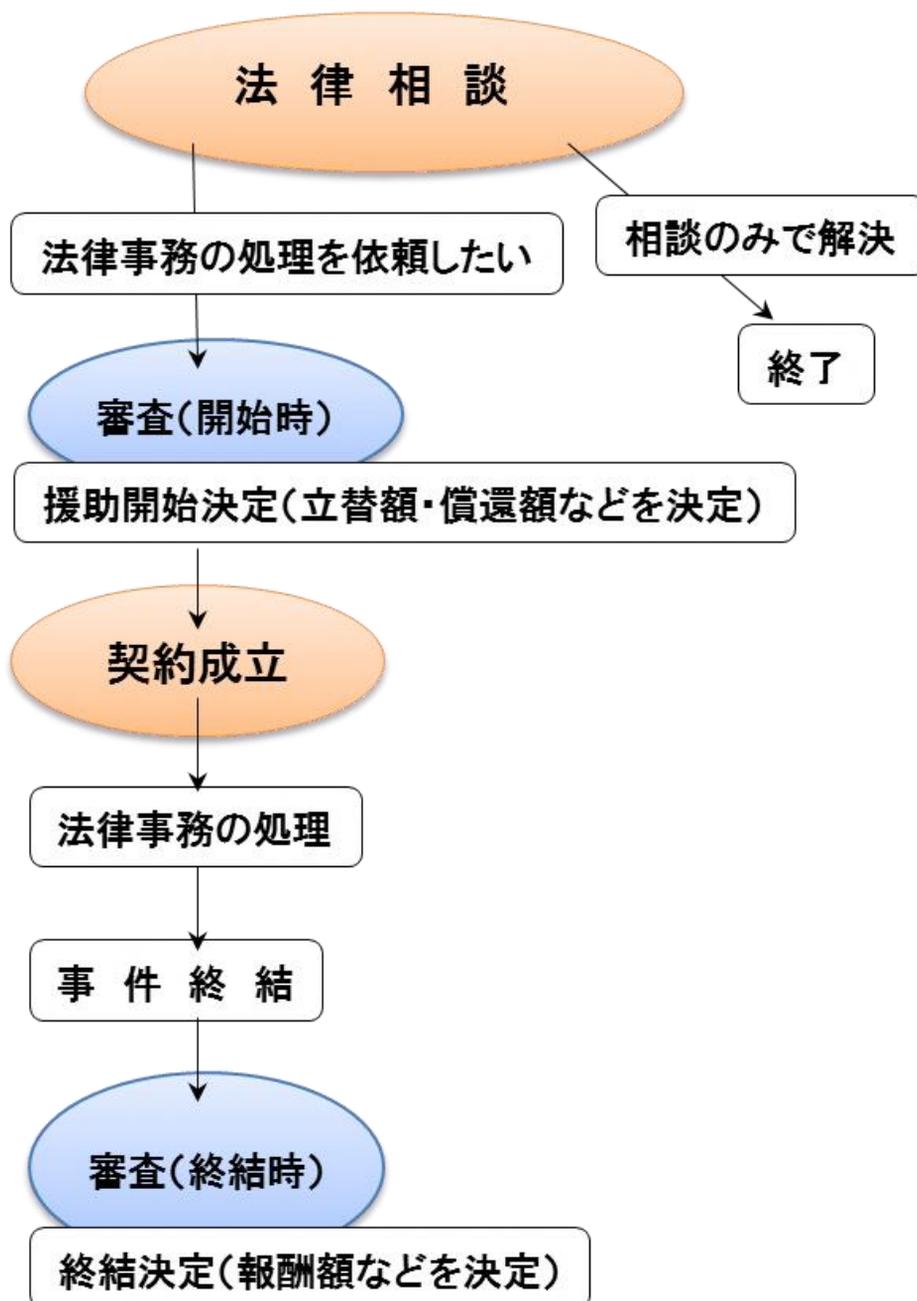
ご利用には、資力基準(詳しくは8ページをご覧ください)その他一定の要件を満たすことが必要です。

※要件の確認のため、給与明細などの資料を提出していただきます。

ポイントその3

弁護士費用・司法書士費用の立替額や月々の償還金額(分割払いの金額)は、基準にしたがって法テラスが決定します。

ご利用の流れ



Q. 具体的には費用はいくらかかるの？

法テラスが立て替える弁護士費用・司法書士費用は、事件類型によって異なります。

例) 債権者10名の自己破産申立事件 着手金 120,000円+税
実費 23,000円

この立替額を、原則として月々5,000円～10,000円ずつ分割して支払っていただきます。

資力基準早見表

令和4年1月

無料法律相談

下記の **基準A** と **基準B** の両方を満たす必要があります。

基準A : 申込者と配偶者の合計**収入**月額(手取り年収(賞与、公的給付を含む)の1/12)が下記基準を満たす

お住まいの地域	埼玉県内の右記以外の地域	さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、所沢市
単身者	182,000円以下	200,200円以下
2人家族	251,000円以下	276,100円以下
3人家族	272,000円以下	299,200円以下
4人家族	299,000円以下	328,900円以下

※「家族」=本人+同居の配偶者+本人又は配偶者の扶養家族(同居に限る)
※5人家族以上は、1人増につき30,000円(さいたま市等は33,000円)を加算。
※医療費・教育費などの出費は相当額を控除。
※家賃・住宅ローン負担の場合、下記の限度額の範囲内で負担額を全額加算。

【家賃・住宅ローン加算】 単身者/41,000円まで 2人家族/53,000円まで
3人家族/66,000円まで 4人家族以上/71,000円まで

基準B : 申込者と配偶者の**現金・預貯金**合計額が下記基準を満たす

単身	180万円以下	2人	250万円以下
3人	270万円以下	4人以上	300万円以下

※3ヶ月以内に医療費・教育費などのやむを得ない出費があると認められる場合は相当額を控除

注 **基準A** も **基準B** も、離婚など夫婦間の問題のときは配偶者の収入や資産は加算されません。

弁護士費用・司法書士費用の立て替え

上記の **基準A** と **基準B** に加え、

- ・ 同居家族からの金銭的援助を **基準A** に加算
- ・ 不動産(自宅や係争物件を除く)・有価証券の時価を **基準B** に加算

◆ この早見表は、あくまで「めやす」です。具体的なケースにおいて資力基準を満たすかどうかは、お気軽に法テラス埼玉・法テラス川越までお尋ね下さい。

法テラス埼玉 TEL [0570-078312](tel:0570-078312) (IP電話は0503383-5375へ)

法テラス川越 TEL [0570-078313](tel:0570-078313) (IP電話は0503383-5377へ)

平日 9時~17時 (土日・祝日及び年始年末を除く)



電話等による 無料法律相談のご案内

2022
3/31
まで



日本司法支援センター

法テラス

お問合せは
法テラス
サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374
平日9時～21時 土曜9時～17時

「弁護士・司法書士も福祉の一部」です。
コロナによる減収の解決は、給付金・貸付金ではありません。

【多重債務編】



コロナによる休業
一時無給状態に



既にしていた借入
毎月の支払い困難に



給付金・貸付金



一時的に返済できても
借入の額が大きい場合、
結局後で払えなくなる
【問題の先送り】

債務整理により

- ・借金を払わなくて良くなる
(自己破産)
 - ・分割で払えるようにする
(任意整理・個人再生)
- ことができる場合があります。



法テラスの電話等
無料法律相談



弁護士等による法的対応
【問題の根本的解決へ】

ご利用方法は簡単です。

- ① 0570-078374 にお電話
- ② オペレーターに、相談内容を伝えた上、
法テラスの電話等無料法律相談の希望を伝える
- ③ 地方事務所で、電話等無料法律相談ができるか
どうか確認の上、相談ができる時は日時等を調整

- 無料相談ご利用には、
収入・資産の基準があります。
- 相談担当者の調整のため、
電話等無料法律相談の実施まで
お日にちをいただく場合があります。

お問い合わせ先

(11ページの対象地域以外にお住まいの方)

法テラス埼玉

住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-15

さいたま商工会議所会館6階

TEL [0570-078312](tel:0570-078312)

IP電話をご利用されている場合は、[0503383-5375](tel:0503383-5375) へおかけください。

受付時間 平日9時～17時（土日・祝日及び年始年末を除く）

- ・ 情報提供（平日9時～16時のみ）
- ・ 無料法律相談の相談予約
- ・ その他法テラスの業務に関するお問い合わせ

アクセス



- ・ JR「浦和」駅西口から徒歩15分
- ・ 国際興業バス「浦和駅西口」から「県庁前」停留所下車、徒歩3分

お問い合わせ先

(対象地域:川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町、川島町、所沢市、狭山市、入間市、飯能市、日高市、越生町、毛呂山町、鳩山町)

法テラス川越

住所 埼玉県川越市脇田本町10-10 KJビル3階

TEL [0570-078313](tel:0570-078313)

IP電話をご利用されている場合は、[0503383-5377](tel:05033835377) へおかけください。

受付時間 平日9時~17時 (土日・祝日及び年始年末を除く)

- ・ 情報提供 (平日9時~16時のみ)
- ・ 無料法律相談の相談予約
- ・ その他法テラスの業務に関するお問い合わせ

アクセス



・JR・東武東上線「川越」駅西口から徒歩5分

その他の県内拠点

法テラスに所属する弁護士が在籍する法律事務所です。
対象地域の関係機関の皆様が法テラス各制度の具体的なご利用に関して
弁護士の支援を検討される場合は、ご連絡ください。

法テラス熊谷法律事務所

住所 埼玉県熊谷市筑波3-195
熊谷駅前ビル7階

TEL 050-3383-5380

業務時間 平日9時～17時(土日・祝日及び年始年末を除く)

- ・主な対象地域:熊谷市、行田市、東松山市、羽生市、深谷市、本庄市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、ときがわ町、寄居町、美里町、神川町、上里町、東秩父村
- ・原則、法テラスの各制度を利用しての相談、受任となります。

アクセス



- ・JR「熊谷」駅北口から徒歩1分
- ・熊谷駅ビル「アズ」の隣のビル(1階はくすりのセイジョーです)

その他の県内拠点

法テラスに所属する弁護士が在籍する法律事務所です。
対象地域の関係機関の皆様が法テラス各制度の具体的なご利用に関して
弁護士の支援を検討される場合は、ご連絡ください。

法テラス秩父法律事務所

住所 埼玉県秩父市番場町11-1
サンウッド東和2階

TEL [050-3383-0023](tel:050-3383-0023)

業務時間 平日9時～17時(土日・祝日及び年始年末を除く)

法テラスの各制度を利用しない、有料の相談・受任も可能です。

アクセス



・「秩父」駅から徒歩5分



日本弁護士連合会委託援助業務

▪▪ 法テラスの本来業務でカバーされない
人々を対象として、法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための事業

▪▪ 法テラスと異なる仕組みで、弁護士からの申込み(持込み)によるので、相談を受けた弁護士次第の利用となります。

• 具体的には、

① 刑事被疑者弁護援助、

② 少年保護事件付添 援助、

③ 犯罪被害者法律援助

④ 難民認定に関する法律援助、

⑤ 外国人に対する法律援助、

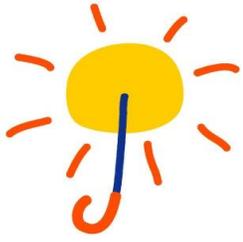
⑥ 子どもに対する法律援助、

⑦ 精神障害者に対する法律援助、

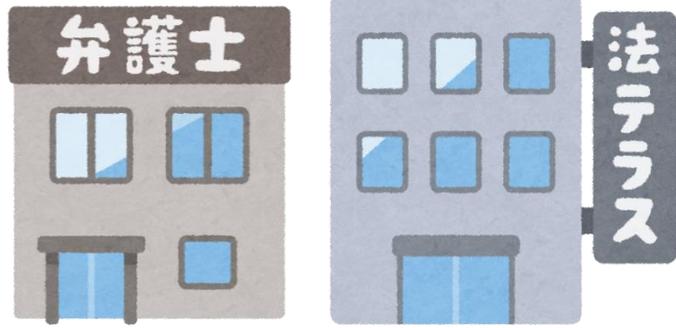
⑧ 心神喪失者等医療観察法法律援助

⑨ 高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助



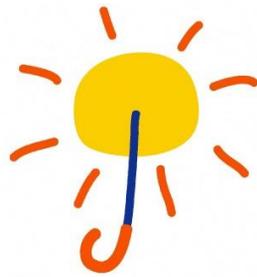


法テラス
日本司法支援センター



2.
よりよい支援を展開していく上で
困っていることや
他団体と連携したいこと





法テラス

日本司法支援センター